

令和6年度 土木工事標準歩掛 改定概要

国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室

1. はじめに

土木工事標準歩掛（以下、「標準歩掛」という）は、土木工事に広く使用されている工法について、施工合理化調査等の実態調査に基づき、土木施工に必要とされる標準的な機械、労務、材料等の所要量を工種ごとに設定したものです。

この標準歩掛は「中央建設業審議会（中建審）」の建議を踏まえて、昭和58年3月に整備・公表し、その後、改定や制定を重ねて現在に至っており、土木工事費の積算の基礎資料として、国、県、市町村の発注官庁をはじめ、民間でも標準的な指標として広く活用されています。

2. 令和6年度標準歩掛の改定概要

標準歩掛は、使用機械の機能向上、新技術・新工法の開発、あるいは各種施工制約などの社会情勢の変化など、施工形態の変化に対応した適正なものとする必要があります。

今回、令和4年度に施工合理化調査等を実施した標準歩掛工種の123工種のうち、令和5年度に施工実態を分析した結果、9工種の改定を行うこととしました。

その9工種の改定概要について、以下のとおり紹介します。

3. 新規制定工種（4工種）

(1) 排水材設置工

① 工法概要

排水材設置工は、構造物（橋台、擁壁、ボックスカルバート等）埋戻背面のコンクリート面等において、湧水及び浸透水等の排水を促すために設置する帯状の排水材を設置する工法です。

擁壁等の構造物背面において、排水材設置の施工実績が得られたことから、新たに制定しました。

② 制定概要

1) 適用範囲

構造物（橋台、擁壁、ボックスカルバート等）埋戻背面のコンクリート面に帯状の排水材〔全透水型（立体網状体及びメッシュチューブ型等）〕を設置する作業に適用する。

なお、排水材の固定方法は、コンクリート釘、接着剤、専用の金具等を用いて固定する方法を標準とし、排水材規格は幅200mm以上600mm以下、厚20mm以上50mm以下の場合に適用する。

排水材設置工の施工フローは、図-4に示すとおりである。

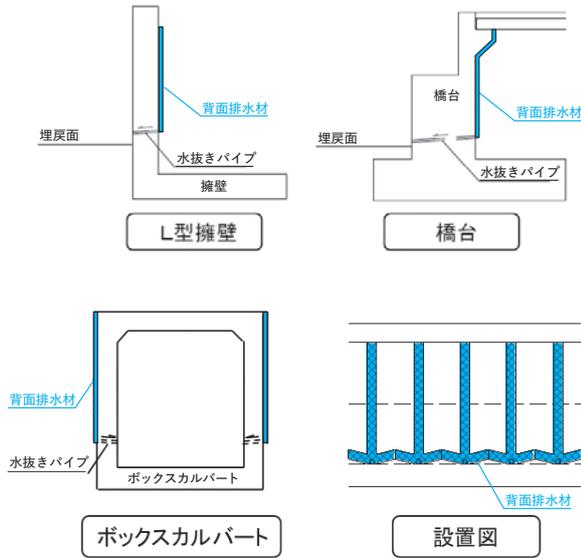


図-1 排水材設置の概略図

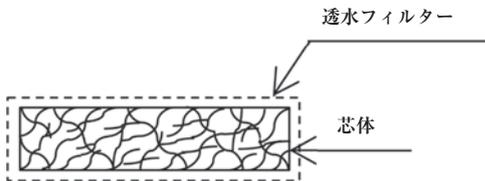


図-2 排水材（全透水型，立体網状体）概要図

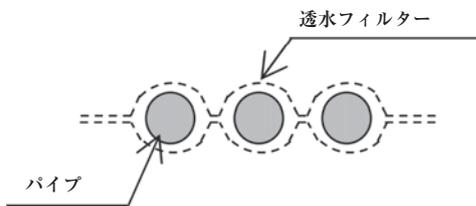
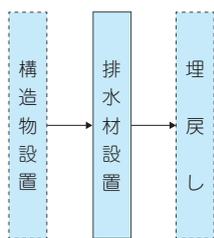


図-3 排水材（全透水型，メッシュチューブ型）概要図



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図-4 施工フロー

2) 施工歩掛

- ・ 構造物背面への排水材の設置作業に適用する歩掛を新規に設定
- ・ 排水材の固定方法がコンクリート釘，接着剤，固定金具のいずれの方法にも適用できる
- ・ ただし，構造物埋戻背面の補強土壁に帯状の排水材を設置する場合や土砂部及び岩盤部

表-1 排水材設置工〔排水材設置歩掛〕

(10m当り)

名称	単位	製品幅 200 以上 600 以下 厚 20 以上 50 以下 (mm)
土木一般世話役	人	0.03
普通作業員	シ	0.26
排水材	m	10.5
諸雑费率	%	1

- (注) 1. 歩掛は、現場内小運搬を含む設置作業であり、埋戻しは含まない。
 2. 排水材のロス率(重合せ及び切断ロス)は、+0.05として上表に含まれている。
 3. コンクリート釘による固定の場合の諸雑費は、ハンマー・充電式電動ハンマドリルの損料及びコンクリート釘・固定板・座金等の費用であり、接着剤による固定の場合の諸雑費は、刷毛・接着剤等の費用であり、固定金具による固定の場合の諸雑費は、チューブ式接着剤・粘着布テープ等の費用であり、材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、固定方法にかかわらず本諸雑费率を使用できる。



写真-1 排水材設置作業状況(コンクリート釘)



写真-2 排水材設置作業状況(接着剤)

(土工面)に設置する帯状の排水材の場合には適用できない



写真-3 排水材設置作業終了後全景(1)



写真-4 排水材設置作業終了後全景(2)

(2) 泥水運搬工

① 工法概要

泥水運搬工は、地盤改良工事等の施工に伴って発生する泥水を、吸入・運搬・排出する工法です。

地盤改良及び基礎工事等において、側溝清掃車を使用して、泥水を吸入し、運搬し、排出する施工実績が得られたことから、新たに制定しました。

② 制定概要

1) 適用範囲

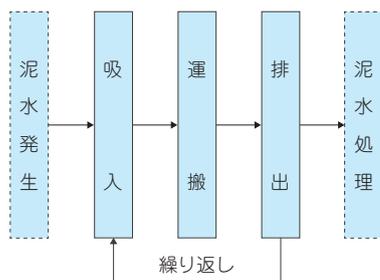
地盤改良及び基礎工事等の施工に伴い発生する泥水及び汚泥を、側溝清掃車を使用して運搬する場合に適用する。

なお、泥水運搬には吸入管設置、吸入、吸入管撤去、運搬、排出、現場に戻る作業を含み、DID区間の有無に関係なく適用できる。

泥水運搬工の施工フローは、図-5に示すとおりである。

2) 施工歩掛

- ・ 運搬距離別の日当り運搬量を設定
- ・ 運搬距離が80 km 以下の場合に適用



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図-5 施工フロー

- ・ ただし、吸入管の設置または撤去が50 m 以上の場合は適用できない
- ・ 運搬距離が80 km を超える場合は、別途考慮する

③ 機種を選定

機械・規格は、表-2を標準とする。

表-2 泥水運搬工〔機種を選定〕

機械名	規格	摘要
側溝清掃車	フロア式 ホッパ容量9.0 m ³ 風量40 m ³ /min	

表-3 泥水運搬工〔日当り編成人員〕

(人/日)

名称	数量
普通作業員	1

表-4 泥水運搬工〔日当り運搬量〕

(m³/日)

運搬距離	数量
7.0 km 以下	10.8
7.0 km 超え 14 km 以下	9.6
14 km 超え 22 km 以下	8.6
22 km 超え 31 km 以下	7.7
31 km 超え 41 km 以下	6.9
41 km 超え 51 km 以下	6.2
51 km 超え 63 km 以下	5.6
63 km 超え 77 km 以下	5.0
77 km 超え 80 km 以下	4.7

- (注) 1. 運搬距離は排出先までの片道距離であり、現場に戻る復路の距離が異なる際は平均値とする。
 2. DID区間の有無に関係なく適用出来る。
 3. 有料道路を利用する場合は、利用料金を別途計上する。
 4. 運搬距離が、80 km を超える場合は、別途考慮する。



写真-5 側溝清掃車全景



写真-6 吸入作業状況

(3) 仮締切工（砂防コンクリート締切）

① 工法概要

仮締切工（砂防コンクリート締切）は、砂防工（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸）の施工に伴う、コンクリートにより仮締切の設置・撤去を行う工法です。

砂防工事での施工実績が得られたことから、新たに制定しました。

② 制定概要

1) 適用範囲

砂防工（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸）の施工に伴うコンクリート仮締切の設置・撤去に適用する。

仮締切工（砂防コンクリート締切）の施工フローは、図-6に示すとおりである。

- ・型枠工：外部型枠、内部型枠に適用する
- ・足場工：高さ2m以上で、外部型枠、内部型枠の設置・撤去用足場（キャットウォーク）を設置する場合に適用する
- ・コンクリート打設：ラフテレーンクレーンに

よる打設量140m³/日未満及び平均打設高30m以下のコンクリート打設の施工に適用する

2) 施工歩掛

- ・コンクリート仮締切設置から撤去までの一連作業の施工歩掛を制定
- ・木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布、足場設置・撤去、コンクリート打設、コンクリート仮締切撤去等の作業種別ごとの歩掛を制定

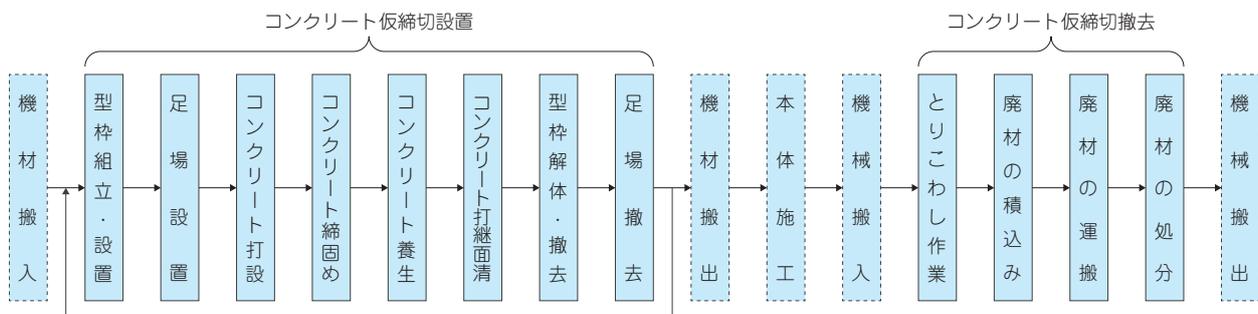
③ 機種を選定

機械・規格は、表-5を標準とする。

表-5 仮締切工〔機種を選定〕

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
型枠工 コンクリート 打設	ラフテレーン クレーン	油圧伸縮ソブ型・ 排出ガス対策型 (2011年規制)・ 低騒音型・25t吊	台	1	

- (注) 1. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。
2. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図-6 施工フロー

表-6 仮締切工（砂防コンクリート締切）
〔木製型枠設置・撤去，ケレンはく離剤塗布施工歩掛〕
(100 m² 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人	3.9	
型 わ く 工		〃	14.9	
特殊作業員		〃	0.85	
普通作業員		〃	8.5	
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(2011年規制)・ 低騒音型・25t吊	日	2.3	機械 賃料
諸 雑 費 率		%	24	

(注) 諸雑費は、型枠用合板、型枠用金物、組立支持材、ケレンはく離剤及び電動ドリル、電動ノコギリ損料、電力に関する経費、溶接機に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



写真-7 型枠組立作業状況

表-7 仮締切工〔足場設置及び撤去歩掛〕
(設置延長 10 m 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
土木一般世話役		人	0.1
と び 工		〃	0.4
普通作業員		〃	0.4
諸 雑 費 率		%	23

(注) 1. 諸雑費は、斜面用足場ブラケット、足場板、丸パイプ、直交クランプ、幅木等の費用として、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 高さ方向の標準設置間隔は、1.8 m とする。



写真-8 コンクリート打設作業状況

表-8 仮締切工〔コンクリート打設歩掛〕
(100 m³ 当り)

名 称	規 格	単 位	1日当り打設量 (m ³ /日)			
			10未満	10以上 30未満	30以上 80未満	80以上 140未満
土木一般 世 話 役		人	3.2 (3.0)	2.8 (2.6)	1.8 (1.6)	1.4 (1.2)
特殊作業員		〃	7.4 (7.1)	5.3 (5.0)	4.0 (3.7)	2.9 (2.6)
普通作業員		〃	7.7 (7.2)	6.1 (5.6)	4.8 (4.3)	3.8 (3.3)
ラフテレーン クレーン運転	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型 (2011年規制)・ 低騒音型・25t吊	日	2.8 (2.8)	2.2 (2.2)	1.6 (1.6)	1.1 (1.1)
諸 雑 費 率		%	11 (5)	14 (6)	18 (8)	23 (10)

(注) 1. 上表の労務歩掛は、コンクリート打設・養生、打継面・岩着面のモルタル敷均し、打継面清掃等を含むものである。
2. () の数値は、特殊養生(練炭)やジェットヒータ養生を必要とする場合に計上すること。なお、特殊養生(練炭)やジェットヒータ養生に要する費用は、別途考慮する。
3. 諸雑費は、スコップ、養生マット、コンクリートバケット賃料、コンクリートパイプレータ賃料、工事用水中モータポンプ損料、高圧洗浄機賃料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. コンクリートバケット容量は、1.0 m³ を標準とし、これにより難しい場合は、別途考慮する。



写真-9 コンクリート養生作業状況



写真-10 とりこわし作業状況

(4) 舗装版削孔工

① 工法概要

舗装版削孔工は、刃先にダイヤモンド砥粒が埋め込まれたダイヤモンドビットを高速回転させることでアスファルト舗装版をせん孔し、ガードレールの支柱を建て込むための孔あけ等を行う工法です。

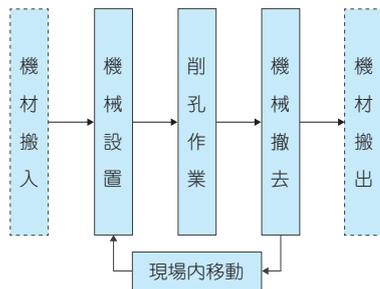
ガードレールの支柱建込用の孔あけ等を目的とした、アスファルト舗装版の削孔作業の施工実績が得られたことから、新たに制定しました。

② 制定概要

1) 適用範囲

アスファルト舗装版の削孔（ガードレールの支柱建込用の孔あけ等）において、削孔径 60 mm を超え 200 mm 以下、削孔深 400 mm 以下の場合に適用する。

舗装版削孔工の施工フローは、図-7 に示すとおりである。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

図-7 施工フロー

2) 施工歩掛

- ・コンクリート穿孔機（電動式コアボーリングマシン）による施工単位当りの削孔歩掛を設定

③ 機種の選定

機械・規格は、表-9 を標準とする。

表-9 舗装版削孔工〔機種の選定〕

名称	規格	単位	数量
コンクリート穿孔機	電動式コアボーリングマシン・最大穿孔径φ 25 cm	台	1

表-10 舗装版削孔工〔削孔歩掛〕

(100 孔当り)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	1.0
特殊作業員		人	2.0
普通作業員		人	2.0
ダイヤモンドビット	各種	個	2.0
コンクリート穿孔機	電動式コアボーリングマシン・最大穿孔径φ 25 cm	日	2.6
諸雑費率		%	12

- (注) 1. 諸雑費は、チューブ、アダプター、電力に関する経費、集塵機、集水機等の費用であり、労務費、材料費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 足場が必要な場合、舗装版削孔時に発生する濁水の運搬及び処理費が必要な場合は別途計上する。

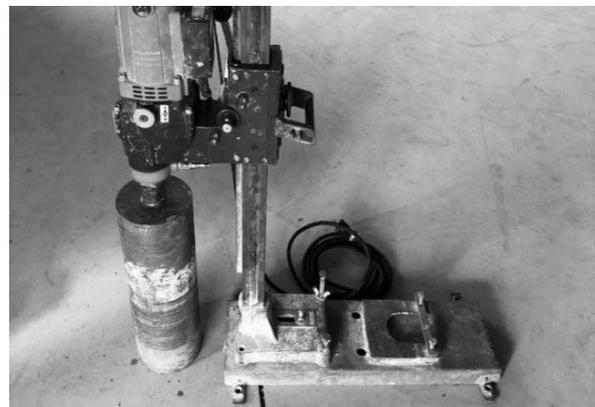


写真-11 コンクリート穿孔機



写真-12 削孔作業状況

4. 改定工種 (5 工種)

(1) 薬液注入工

① 工法概要

薬液注入工は、地盤改良工法の一つで、薬液を粘土、シルト、砂質土等の地盤に注入し、地盤の透水性の減少及び地盤の強度（固結度）の増加を図る工法です。

② 主な改定概要

1) 施工歩掛

- ・ 諸雑費計上の使用機械・機材の規格及び保有区分等の変動に伴い諸雑費率を見直し
- ・ 二重管ストレーナ工法（単相）は施工実績が少なくなったことから廃止

表－11 薬液注入工〔二重管ストレーナ工法（複相）の諸雑費率〕 (%)

工 法	セット数	諸雑費率
複相方式	2	22
	4	24

表－12 薬液注入工〔二重管ダブルパッカー工法の諸雑費率〕 (%)

条 件	セット数	諸雑費率
削 孔	1	8
	2	6
一 次 注 入	4	25
二 次 注 入 有 機 系	4	25
二 次 注 入 無 機 系	4	21



写真－13 二重管ストレーナ工法（複相）施工状況



写真－14 二重管ダブルパッカー工法 削孔作業状況



写真－15 二重管ダブルパッカー工法 注入作業状況

(2) 鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）

① 工法概要

鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）は、埋込み杭工法の一つで、あらかじめ杭中空部にオーガスクリュを挿入、杭建込を行った後、削孔と同時に杭を圧入していく工法です。杭打設後は、モンケンなどにより杭を打撃し支持層に打ち込む方法と、グラウト材を支持層に注入し杭と一体化させる方法があります。

② 主な改定概要

1) 施工歩掛

- ・ 杭吊込・杭建込作業等に使用するクローラレーンの排出ガス対策区分を見直し
- ・ 掘削土の処理作業に使用するバックホウの規格、排出ガス対策区分を見直し
- ・ クローラ式アースオーガの日当たり運転時間の変動に伴い、施工歩掛を見直し

表-13 鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）〔機種の選定〕

機 械 名	規 格	単 位	杭 径 (mm)				摘 要
			φ 400 以上 φ 800 未 満		φ 800 以上 φ 1,000 未 満	φ 1,000	
			掘削長 32 m 以下	掘削長 32 m 超 え			
クローラ式 アースオーガ	アースオーガ中掘機・直結三点支持式 オーガ出力 55 kW 公称杭径φ 400 ~ 1,200 mm リーダ長 21 ~ 33 m	台	1	—	—	—	打撃方式で施工 する場合のモン ケン 10 t を含む
	アースオーガ中掘機・直結三点支持式 オーガ出力 90 kW 公称杭径φ 400 ~ 1,200 mm リーダ長 21 ~ 33 m	台	—	1	1	1	
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第3次基準値）50 ~ 55 t 吊	台	1		1	—	
	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型（第3次基準値）80 t 吊	台	—		—	1	
バックホウ （クローラ型）	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2014年規制） 山積 0.5 m ³ （平積 0.4 m ³ ）	台	1		1	1	掘削土の処理作 業（穴埋作業及 び簡易な整正を 含む）



写真-16 杭打作業状況



写真-17 継手溶接作業状況

(3) かごマット工（多段積型）

① 工法概要

かごマット工（多段積型）は、河岸の浸食防止等を目的に、長方形に組み立てられた鉄線かごに栗石・割栗石等を詰めたかごマットを多段積に設置する工法です。

② 主な改定概要

1) 施工歩掛

- ・詰石作業に使用するバックホウの規格、排出ガス対策区分を見直し
- ・使用機械（規格）の変動による施工歩掛の見直し

表-14 かごマット工（多段積型）〔機種の選定〕

機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
バックホウ （クローラ型）	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型（2014年規制） 山積 0.8 m ³ （平積 0.6 m ³ ）	台	1	

(注) 1. バックホウ（クローラ型）は、賃料とする。
2. 現場条件により、上表により難しい場合は別途考慮する。



写真-18 かご組立・据付け作業状況

表-15 かごマット工（多段積型）施工歩掛

(100 m² 当り)

名称	規格	単位	数量
土木一般世話役		人	2.2
特殊作業員		人	3.2
普通作業員		人	6.6
バックホウ (クローラ型) 運 転	標準型・超低騒音型 排出ガス対策型(2014年規制) 山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³)	日	7.7
諸 雑 費 率		%	1

(注) 1. 上表には、かごマット組立・据付、詰石、吸出し防止材設置、補強材設置・撤去、法面整形・床拵えの他、蓋設置、運搬距離 50 m 程度の現場内小運搬作業を含む。法面整形・床拵えの有無にかかわらず適用出来る。
2. 中詰用石材の石径は 5 ~ 20 cm を標準とする。吸出し防止材は厚さ 10 mm を標準とする。
なお、これによらない場合も上表は適用出来る。
3. 諸雑費は、補強材料(単管パイプ、合板等)の損料、工具類等の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。



写真-19 補強材設置作業状況



写真-20 詰石作業状況

(4) 集排水ボーリング孔洗浄工

① 工法概要

集排水ボーリング孔洗浄工は、地すべり防止施設における横ボーリング孔及び集水井内での集排水ボーリング孔(φ 30 ~ 150 mm, 延長 130 m/本)を高圧洗浄機により洗浄する工法です。

② 主な改定概要

1) 施工歩掛

- ・ 洗浄作業に使用する高圧洗浄機の規格、保有区分を見直し
- ・ 使用機械の変動による日当り施工量の見直し

表-16 集排水ボーリング孔洗浄工〔日当り編成人員〕

(人/日)

洗浄工	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
	1	2	1

表-17 集排水ボーリング孔洗浄工〔日当り施工量〕

(1日当り)

洗浄工	単位	数量
	m	230

表-18 集排水ボーリング孔洗浄工〔諸雑費率〕

(%)

諸雑費率	16 (15)
------	---------

(注) 諸雑費は、高圧洗浄機(ノズル、高圧ホース含む)賃料、工事用水中モータポンプ賃料、軸流ファン(軸流式)の損料、水槽の損料、電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、軸流ファン(軸流式)は、井内作業の場合に計上する。井外作業の場合は、()内の率を乗じた金額を上限として計上する。

また、高圧洗浄機は、「工事用・モータ駆動 吐出量 15 ~ 20 ℓ/min 圧力 20 MPa」を標準とし、現場条件等により、これにより難しい場合は、別途考慮する。

洗浄水は、沢水を工事用水中モータポンプにて採取し、水槽に貯水して使用することを標準としており、現場条件等により、これにより難しい場合は、洗浄水に要する費用を別途計上する。

表-19 集排水ボーリング孔洗浄工〔集水井内足場設置・撤去〕 (1回当り)

名称	単位	数量
土木一般世話役	人	0.43
とび工	人	0.72
普通作業員	人	0.51
諸雑費率	%	11

(注) 1. 諸雑費は、軸流ファン(軸流式)の損料、足場板合板、角材、安全ネット及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 上表は、足場の設置・撤去1回当りの数量であり、同一集水井内で複数の設置・撤去を行う場合は、その実施回数を計上すること。



写真-22 孔内洗浄作業状況 (井外作業)



写真-21 孔内洗浄作業状況 (井内作業)

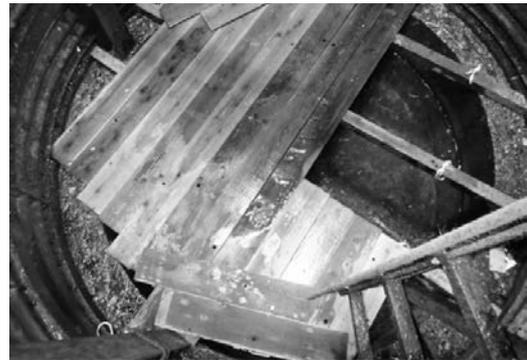


写真-23 足場設置・撤去作業状況

(5) トンネル照明器具清掃工

① 工法概要

トンネル照明器具清掃工は、高所作業車を使用して、トンネル内に設置されている照明器具の表面及び内面を人力施工により、清掃する工法です。

② 主な改定概要

1) 施工歩掛

- ・人力施工で使用する高所作業車 (トラック架

装) の規格, 保有区分を見直し

- ・使用機械の変動に伴う施工単位当り清掃作業歩掛の見直し
- ・機械施工歩掛は施工実績が少なくなったことから廃止

表-20 トンネル照明器具清掃工〔機種を選定〕

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
表面清掃	高所作業車	トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m・積載荷重1,000kg	台	1	
表面及び内面清掃					

(注) 1. 表面清掃とは、灯具表面のみの清掃をいう。
2. 表面及び内面清掃とは、灯具表面と灯具カバーを開いて行うランプ及び反射板の清掃をいう。

表-21 トンネル照明器具清掃工〔清掃作業歩掛〕 (照明灯100灯当り)

名称	規格	単位	表面清掃	表面及び内面清掃
土木一般世話役		人	0.4	0.6
普通作業員		人	1.4	2.2
高所作業車運	トラック架装・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高9.9m・積載荷重1,000kg	日	1.1	2.1
諸雑費率		%	5	5

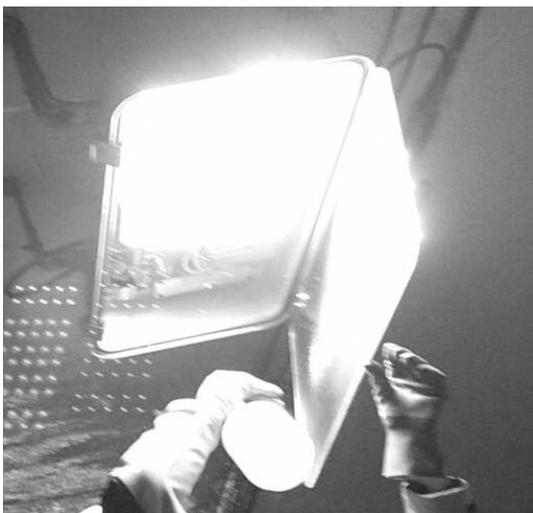
(注) 1. 諸雑費は、洗剤、ウエス、ブラシ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
2. 高所作業車は、賃料とする。



写真－24 高所作業車（トラック架装）伸縮ブーム・プラットフォーム型



写真－25 人力施工状況（表清掃）



写真－26 人力施工状況（内面清掃）

5. 移動時間を踏まえた積算の適正化

予定価格の算定に用いる標準歩掛は、施工実態を的確に反映したものとなるよう、現場の実態調査に基づき制定しています。準備や後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり、これまでも標準歩掛に反映してきたところです。

現場実態調査では、令和4年度には調査項目として実作業のほか、資材基地等からの移動時間等をより詳細に把握するように調査表の見直しを行いました。これを令和5年度の歩掛分析に反映、現場移動等により作業時間が短くなり、日当り施工量が減少している工種について今回改定を行っています。

6. おわりに

公共事業を円滑に執行するためには、各工種の施工実態や資機材の需給状況など、変化する事象を的確に把握し、現場の準備や後片付けなどの作業のほか、工事の品質及び安全確保、環境の保全等に十分な配慮がなされているかにも着目した上で、標準歩掛を整備していくことが必要です。

引き続き、必要な標準歩掛の改定・制定を行い、適正な予定価格が積算できるよう努めていきます。

なお、標準歩掛は実態の施工における工法や施工機械を規定するものではなく、あくまでも標準的な施工を想定した予定価格を算出するためのツールです。このことを正しく理解し、適切な運用をお願いします。

本稿で紹介した改定の概要については、国土交通省ホームページ「土木工事標準歩掛」に掲載していますので、そちらもご参照ください。

【参考ホームページ】

土木工事標準歩掛 https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html